令 脱 \mathcal{O} 炭 素 備 社 等 会 \mathcal{O} に 関 する 現 政令 資 す る ため 新 旧 \mathcal{O} 対 建 照 築 条文 物 \mathcal{O} エ ギ 1 目 次 消 費 性 能 0 向 上 関 す んる法 律 等 \mathcal{O} 部 を 改 Ē する法 律 \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 施 行 伴う 闄 係 政

000000000000000 都独独独国 独 独 社 地 日 地 公 建 建 一会資 方道 方住 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 営 1 立 立 立 立 本 築 築 行 下 計 行 行 行 大 行 住 基 物 学 通 画 政 政 政 政 政 本 路 宅 宅 準 水 \mathcal{O} 公社 法法法整 供 法 法法法 法 道 法工 給 人国 人国 人法 組施人織行都 ネ 人 人 備 事 施 水 鉄 業 審 法 公 行 行ル 施 社 令 立. 立 施 資 道 議 寸 令 市 会令 高 再 病 行 源 建 法 行 法 1 (昭 平 設 施 令 昭 昭 消 生 院 等 令 機 施 行令 行令 成 専 和 機 機 構 • 和 和 伞 平 (昭 構 構 門 運 +兀 法 性 学 $\overline{+}$ 成 輸成 + + 法 法 施 和 能 (昭 昭 年 十行五令 + 兀 施 校 兀 施 施 六 五. \mathcal{O} 機 政 年 年 行 行 設 和 +和 年 向 令 構 年 兀 Ŧī. 兀 政 政 令 令 年(平 年 整 政 上 令 第 令 年 十 令 法 備 政 + 平 伞 第百 支援 施 令 成 令 七 政 関 年 第 百 成 成 第二百-令 二百 する 年 行 第 +政 五十八 令 十六年 令 兀 五. 機 政 百 五. +第二百二号) (抄) 年政 構法 令 第 兀 法 五. 百 伞 第二百八十六号) 五 年 七 百 +九 律 号 号 成十 令第三百二十九号) (抄) (第四条第六号 施 + 九 八 政 政 十八号)(抄)(第四 施 (令第五百十) ·九号) (抄) 号) 令 + 行 行 -八号) 令 第百六 五 令 年 (平成十五年政 政 **以**令第四 成二 +(第三 (第五 抄) 第六条関 号) 六号) (抄) (第二 第四 (抄) (第四 条関 一条関 百 八 (抄) (第四 七十 条 条第二号 年 [条第四 係 係 条第七号関係) 係 関 令第二百九十三号) 政 (第四 ·九号) (抄) 条 係 令 第四 第 第 (第四条第九号関]号関. 1条第 関 八 一条第十 (号) 係 뭉 関 三号 係 係 (抄) 関 号 (第 関 係 係 四 関 係 抄 第 係 条 第 条関 八 第 号 関 係 兀 係 条 第 五. 号 関 係 $15\ 14\ 13\ 12\ 11\ 10\ 9$ 2 8 7 6 5 4 3 1

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)(抄)(第一条関係)

 \bigcirc

一~四 (略)	一~四 (略)
次に掲げるものとする。	二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。
法」という。) 第二条第一項第二号の政令で定める建築設備は、	二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第一項第
第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「	第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成
(空気調和設備等)	(空気調和設備等)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令
現行	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

	\circ
	地方住宅供給公社法施行令
	(昭和四十年政令第百九十八号)
	(抄)
	(第四条第一号関係)
(傍線の部分は改正部分)	

2		
(略) (略) 二十七~三十六 (略) 二十七~三十六 (略) 六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十匹条第二	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関するは、建築主事を置く市)と、その他のものにあつは、建築主事を置く市)と、その他のものにあついたものにあつては当該市(第二十三号及び第二人の法令の規定については、地方住宅供給公社を法令の準用)	改正案
2 (略) これとのでは、「日本のでは、」」」、「日本のでは、「日本ので	二十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平の二十五 (略) と、その他のものにあつては都あつては、建築主事を置く市)と、その他のものにあつては都が設立したものにあつては当該市(第二十三号及び第二十六号が設立したものにあつては当該市(第二十三号及び第二十六号(他の法令の準用)	現

 \bigcirc 地方道路公社法施行令(昭和四十五年政令第二百二号)(抄)(第四条第二号関係)

	止力
	夕 补 治 拼 彳 亻
	(明禾四十五年 两个第二百二号)
	包包
	(質世多第二号][6]
(傍線の部分は改正部分)	

(他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用)	改正案
(他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用) (他の法令の準用)	現

 \bigcirc 日本下水道事業団法施行令(昭和四十七年政令第二百八十六号)(抄)(第四条第三号関係)

2 (略)	2 (略)
二十一~二十八 (略)	二十一~二十八 (略)
第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六条	二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六
二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二	二十 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成
一~十九 (略)	一~十九 (略)
準用する。	準用する。
掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を	掲げる規定にあつては、都道府県)とみなして、これらの規定を
号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に	号、第四号から第七号まで、第十三号、第十八号及び第二十号に
第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二	第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体(第二
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現	安 正 案
(傍線の部分は改正部分)	

 \bigcirc 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)(抄)(第四条第四号関係)

(傍線の部分は改正部分)

2 5 6	建			第 下分六 欄科条分	
6 (略)	建 築 分 科 会	(略)	名称	に会科	
	と。 と。 に属させられた事項を処理するこ では、一年法律第五十三号)の規定により審 成二十七年法律第二百一号)及び建築物の工 では、一年法律第二百一号)及び建築物の工 がは、一年法律第八十一号)、建築基準法(昭 成二十七年法律第二百一号)及び建築物の工 では、の品質確保の促進等に関する法律(平 と。	(略)	所掌事務	掲げるとおりとする。の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの会)	改正案
2		I	1	 第	
2~6 (略)	建 築 分 科 会	(略)	名 称	(分科会) (分科会) (分科会)	
	会の権限に属させられた事項を処理すること 会の権限に属させられた事項を処理すること ボーー年法律第五十三号)の規定により審議 ボーー年法律第八十一号)、建築基準法(昭 成十一年法律第八十一号)、建築基準法(昭 の本 の品質確保の促進等に関する法律(平成 のの。	(略)	所掌事務	とおりとする。「「なの表の上欄に掲げる分科会を置き、これられ、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これら	現行

 \bigcirc (傍線の部分は改正部分)独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)(抄)(第四条第五号関係)

2 (略)	二十六~三十三 (略) 二十六~三十三 (略) 六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第中のコネルギー消費性前の向上等に関する法律	1、 書記の)にくとざ、 角を出るのに定に見しるには二十四 (略)	関とみなして、これらの規定を準用する。	(他の法令の準用)	改正案	
2 (略)	二十六~三十三 (略) ニ十六~三十三 (略) 条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	伝律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、 第中のコネルキー消費性前の向上に関する法律		関とみなして、これらの規定を準用する。第二十八条。次に掲ける法令の規定については、機構を国の行政機	またの準用)	現行	

独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)(抄)(第四条第六号関係)

(傍線の部分は改正部分)

 \bigcirc

2 (略)	二十五~三十四(略) 二十五~三十四(略) 六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平	一~二十三 (略) なして、これらの規定を準用する。	第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみ(他の法令の準用)	改正案
2 (略)	二十五~三十四 (略) 条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	- 二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六- 二十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	十三(略これらの	第	現

\bigcirc
国立大学法人法施行令
(平成十五年政令第四百七十八号)
(抄) (第四条第七号関係)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
四十六~六十一 (略)	四十六~六十一 (略)
条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十
四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成	四十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平
一~四十四 (略)	一~四十四 (略)
なして、これらの規定を準用する。	なして、これらの規定を準用する。
第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみ	第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみ
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号) (抄) (第四条第八号関係)

 \bigcirc

2 (略)	2 (略)
二十六・二十七 (略)	二十六・二十七 (略)
条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六	成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十
二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成	二十五 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平
一~二十四 (略)	一~二十四 (略)
の規定を準用する。	の規定を準用する。
第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これら	第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これら
(他の法令の準用)	(他の法令の準用)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

 \bigcirc 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)(抄)(第四条第九号関係)

	(傍線の部分は改正部分)
改正案	現
第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみな(他の法令の準用)	第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみな(他の法令の準用)
一〜三十二 (略) して、これらの規定を準用する。	ー~三十二 (略) して、これらの規定を準用する。
三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平	三十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成
成二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十	二十七年法律第五十三号)第十三条、第十四条第二項、第十六
六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで	条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで
三十四~四十三 (略)	三十四~四十三 (略)
2 (略)	2 (略)

 \bigcirc 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号) (抄) (第四条第十号関係)

(傍線の部分は改正部分)

2			第		
(略)	〜三十五 (略) 第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項ま	年 築	- 1~二十5 (各) なして、これらの規定を準用する。 なして、これらの規定を準用する。 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみ	(他の法令の準用)	改正案
2 (略)	二十七~三十五(略)条第三項、第二十条及び附則第三条第七	二十七年法律	1~二十五 (各) なして、これらの規定を準用する。 なして、これらの規定を準用する。 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみ	(他の法令の準用)	現

○ 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)(第六条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(参事官の職務) 第百二十一条の二 する。 一~八 (略) 十七年法律第五 十七年法律第五	
に関すること。 を事官は、A 参事官は、A	改
祝性 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒 〒	正
でよる建築物のエネルギー消費の向上等に関する法律 (平成二の) のはいいいい 次に掲げる事務を分掌	案
第百二十一条の二 第百二十一条の二 十 十 1 1 1 1 1 2 2 2 3 3 3 3 4 3 5 5 5 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	
関すること。 関すること。 関すること。	現